

令和３年度早期退職者募集要項

「中山町職員の早期退職者募集及び認定等に関する規則」による早期退職希望者を下記により募集する。

1 募集対象職員

年齢が定年から１５年を減じた年齢以上の年齢であり、勤続期間が２０年以上の職員。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 本要項「２ 退職期日」に定める退職すべき期日に定年に達する者
- (2) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 退職期日 令和４年３月３１日

3 募集期間 令和３年７月１日から令和３年９月３０日まで

4 応募等の手続き

(1) 応募の手続き

早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第１号）を、募集期間内に総務広報課長へ提出すること。

(2) 応募の取下げの手続き

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第２号）を、令和３年１０月２９日までに、総務広報課長へ提出すること。

なお、本要項「５ 退職予定者の認定について」に定める早期退職予定者の認定の通知を受けた後であっても取下げを行うことができる。

5 早期退職予定者の認定について

認定通知書により、令和３年１０月８日まで（予定）に通知する。なお、次に掲げる職員については、認定をしない旨の決定をする場合がある。

- (1) 応募者が本要項の定めに適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、法第２９条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が本要項「１ 募集対象職員」の(2)に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期

的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 退職すべき期日の繰上げ及び繰下げについて

認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が本要項「2 退職期日」に定める退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認められる場合において、認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる場合がある。